

郡山市国民健康保険税減免取扱基準

平成 2 年	4 月	1 日	制定
平成 2 0 年	7 月	7 日	一部改正
平成 2 1 年	9 月	1 日	一部改正
平成 2 2 年	6 月	1 日	一部改正
平成 2 3 年	8 月	1 日	一部改正
平成 2 4 年	4 月 2 0 日	一部改正	
平成 2 5 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 6 年	6 月 1 3 日	一部改正	
平成 2 7 年	7 月	8 日	一部改正
平成 2 8 年	7 月	4 日	一部改正
平成 2 9 年	6 月 2 9 日	一部改正	
平成 3 0 年	6 月 2 9 日	一部改正	
令和 元 年	7 月	1 日	一部改正
令和 2 年	7 月	1 日	一部改正
令和 3 年	7 月	1 日	一部改正
令和 4 年	7 月	1 日	一部改正
令和 5 年	4 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正
令和 7 年	4 月	1 日	一部改正
令和 8 年	4 月	1 日	一部改正

【市民部国民健康保険課】

(趣 旨)

第 1 条 郡山市国民健康保険税条例（昭和 40 年郡山市条例第 134 号）第 31 条に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、この基準の定めるところによる。

(減免の範囲)

第 2 条 保険税の納税義務を負う世帯主（以下「納税義務者」という。）又はその世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該納税義務者に係る保険税を減免することができる。

- (1) 郡山市国民健康保険税条例第 31 条第 1 項第 1 号に該当する者
- (2) 郡山市国民健康保険税条例第 31 条第 1 項第 2 号に該当する者（次のいずれかに該当したことに
より、その生活が著しく困難となり、利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず担
税能力に欠けると認められる者をいう。）

ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産に被害を受けたとき

イ 解雇若しくは雇主の破産その他の非自発的な事由による失業、社会経済的な影響による廃業若しくは休業又は病気若しくはけがを原因とする失業若しくは休職により所得が著しく減じたとき（郡山市国民健康保険税条例第 27 条の規定の適用を受ける場合を除く。）

ウ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条に該当する者

エ アからウに掲げるものに類する事情があると市長が認めるとき

- (3) 郡山市国民健康保険税条例第 31 条第 1 項第 3 号に該当する者

2 前項各号の規定のうち 2 以上の規定の適用を受けることができる納税義務者については、最も免除の額が高い規定のみを適用する。

(減免の割合)

第 3 条 前条第 1 項各号に該当するものの減免割合は、別表のとおりとする。

(減免の申請)

第4条 保険税の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに減免を受けようとする事由を記載した申請書(別紙申請書用紙)により市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第3号の規定に該当することにより減免を受けようとする場合は、この限りでない。

2 第2条第1項第2号アに該当する者が前条の規定により2年度にわたり保険税の減免を受けようとするときは、各年度において、前項の申請書を提出しなければならない。

(減免の基準)

第5条 保険税の減免の基準は、次に定めるところによる。

(1) 減免できる税額は、未到来の納期にかかると限る。ただし、第2条第1項第3号の規定により減免を受けようとする場合は、この限りでない。

(2) すでに納付されている保険税の税額については減免しない。ただし、第2条第1項第3号の規定により減免を受けようとする場合は、この限りでない。

(減免の通知)

第6条 保険税の減免を決定したときは、その旨及び減免する額を当該申請者に対し速やかに通知しなければならない。不承認の場合も同様とする。

附 則

(施行期日等)

1 この基準は、平成26年6月13日から施行し、平成2年度分の保険税より適用する。

(東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により避難等の指示が出されている地域から転入した世帯に係る平成23年度分から令和8年度分までの郡山市保険税の特例)

2 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第2項の規定による指示のため転入した世帯及び同法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定した特定避難勧奨地点から転入した世帯で、災害臨時特例補助金等の国庫補助の対象となる世帯に係る平成23年度分から令和8年度分までの郡山市保険税については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別表1の規定にかかわらず第2条第1項第2号アの規定により100/100を減免する。

ただし、別表2に規定された対象地域の世帯は、見直し開始年度については50/100を減免し、見直し開始年度の次年度以降については減免を適用しない。

(1) 平成26年3月31日までに指定が解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成26年10月1日以降は適用しない。

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成27年10月1日以降は適用しない。

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成28年10月1日以降は適用しない。

(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、平成29年10月1日以降は適用しない。

(5) 平成29年4月1日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域から転入し

- た世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には適用しない。
- (6) 平成31年4月10日に指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には適用しない。
- (7) 令和2年3月10日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び帰還困難区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には適用しない。
- (8) 令和4年6月12日から令和5年4月1日までに指定が解除された帰還困難区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、令和5年10月1日以降は適用しない。
- (9) 令和5年4月2日から令和5年度までに指定が解除された帰還困難区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、令和6年10月1日以降は適用しない。
- (10) 令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える場合には、令和7年10月1日以降は適用しない。

附 則

- 1 この基準は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成20年度以後の年度分の保険税について適用し、平成19年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成21年度以後の年度分の保険税について適用し、平成20年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成22年度以後の年度分の保険税について適用し、平成21年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この基準による改正後の郡山市国民健康保険税減免取扱基準は、平成25年度以後の年度分の保険税について適用し、平成24年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成26年6月13日から施行する。
- 2 この基準による改正後の基準は、平成26年度以後の年度分の保険税について適用し、平成25年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年7月8日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、平成27年度以後の年度分の保険税について適用し、平成26年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年7月4日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、平成28年度以後の年度分の保険税について適用し、平成27年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年6月29日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、平成29年度以後の年度分の保険税について適用し、平成28年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年6月29日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、平成30年度以後の年度分の保険税について適用し、平成29年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、令和元年度以後の年度分の保険税について適用し、平成30年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、令和2年度以後の年度分の保険税について適用し、令和元年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この基準による改正後の基準は、令和3年度以後の年度分の保険税について適用し、令和2年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和4年度以後の年度分の保険税について適用し、令和3年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和5年度以後の年度分の保険税について適用し、令和4年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和6年度以後の年度分の保険税について適用し、令和5年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和7年度以後の年度分の保険税について適用し、令和6年度分までの保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の基準は、令和8年度以後の年度分の保険税について適用し、令和7年度分までの保険税については、なお従前の例による。

別 表1

(平成25年4月1日改正)

条	適用範囲		減免割合
第2条 第1項 第1号	(1) 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)第40条の2第1項第1号又は第3号の規定により市民税を減免されている者		所得割の100/100
	(2) 郡山市税条例第40条の2第1項第2号の規定により市民税を減免されている者	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の10分の3以下である者	所得割の100/100

(2) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 70/100
(3) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 50/100
(4) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 60/100
(5) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 50/100
(6) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 40/100
(7) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 50/100

		(8) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 40/100
		(9) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 20/100
第 2 号 ア	震災、風水害、火災 その他これに類する災害により資産に被害を受けたとき (火災により被害を受けたときは、当該被害を受けた日から起算して 1 年以内に納期限が到来する保険税で納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の合計所得金額を合計した額が 1,000 万円以下の納税義務者に係るものに限る。)	(1) 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき（保険金等の補填分がある場合は被害額から控除する。以下同じ。)	税額の 100/100
		(2) 住居及び家財の 1/2 以上 10/10 未満が焼失し、又は滅失したとき	税額の 50/100
		(3) 住居及び家財の 1/3 以上 1/2 未満が焼失し、又は滅失したとき	税額の 30/100
第 2 号 イ	解雇若しくは雇主の破産その他の非自発的な事由による失業、社会経済的な影響による廃業若しくは休業又は病気若しくはけがを原因とする失業若しくは休職により、減免の申請をする年の見積所得が前年の合計所得金額の 10 分の 7 以下であると認められる者で、当該合計所得金額が 600 万円以下であるとき。	(1) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 100/100
		(2) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 70/100
		(3) 前年の合計所得金額が 300 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下で	所得割の 50/100

		ある者	
		(4) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 60/100
		(5) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 50/100
		(6) 前年の合計所得金額が 300 万円を超え 450 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 40/100
		(7) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 以下である者	所得割の 50/100
		(8) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 3 を超え 10 分の 5 以下である者	所得割の 40/100
		(9) 前年の合計所得金額が 450 万円を超え 600 万円以下で、減免の申請をする年の見積所得が当該合計所得金額の 10 分の 5 を超え 10 分の 7 以下である者	所得割の 20/100
第 2 号 ウ	国民健康保険法第 59 条に該当する者		少年院、監獄等(拘留期間) 税額の 100/100

第2号 エ	アからウに掲げるものに類する事情があると市長が認めるとき		市長が適当と認める割合
第3号	郡山市国民健康保険税条例第31条第1項第3号に該当するもの		所得割の100/100 均等割の50/100 平等割の50/100（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。）

別 表2

(令和6年4月1日改正)

見直し開始年度	対象の考え方	具体的な福島県内の対象地域
令和5年度	平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・特定避難勧奨地点
令和6年度	平成27年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）
令和7年度	平成28年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・川内村の残り全域（旧居住制限区域）
令和8年度	平成29年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）
令和10年度	平成31年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・大熊町の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）
令和13年度	令和4年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・葛尾村の一部（特定復興再生拠点区域）、大熊町の一部（特定復興再生拠点区域の残り全域）、双葉町の一部（特定復興再生拠点区域の残り全域）
令和14年度	令和5年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・浪江町の一部（特定復興再生拠点区域）、富岡町の一部（特定復興再生拠点区域の一部）、飯舘村の一部（特定復興再生拠点区域）